

令和6年11月12日
高齢福祉部介護保険課

会計検査院の实地検査への対応について

1. 主旨

介護給付費は、国、都道府県及び区市町村が、それぞれ定められた割合の負担をしている。この度、会計検査院が当区に対して行った实地検査の結果、一部の介護サービス事業者の介護報酬算定が適正に行われておらず、介護給付費の支払が過大となっているとの指摘を受け、事業者に対して返還請求を行ったため、概要を報告する。

2. 实地検査の経過

(1) 実施日等

令和3年4月20日（オンライン）

令和4年5月19日（対面）

令和6年7月19日 検査結果に対する回答書提出

上記のほか、電子メール等により、会計検査院からの質疑に応じた。

(2) 指摘に係る検査内容

平成30年度から令和3年度までの居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る適用状況

3. 指摘事項

(1) 内容

「特定事業所集中減算（※1）」について、正当な理由なく、割合基準の80%を超えているにもかかわらず、減算を適用していない事業者（4事業者6事業所）があり、介護給付費が過大に支出されていた。

また、その内2事業者（2事業所）については、特定事業所集中減算の適用期間中は算定しないこととされている「特定事業所加算（※2）」を算定していた。

(2) 過大請求件数及び請求額

①件数：5，341件

②金額：15，108，420円

4. 発生原因

(1) 事業者において、割合基準を超えた場合は、区への届出が必要だが、当該届出がなされていなかった。これは、介護報酬の算定基準等を十分に理解しておらず、割合基準の算出方法に誤認があったことが主な原因である。

- (2) 区において、「特定事業所集中減算」に関する事務は、平成30年4月に居宅介護支援事業所の指定権限が都から区に移譲されたことに伴い、併せて移譲されたものであるが、割合基準を超えた事業者を確認することができる一覧表の具体的な活用が明示されなかったことから、届出があった事業者に対しては適切に審査業務を行っていたものの、届出がない事業者について、届出の必要性を確認していなかった。

5. 再発防止策

- (1) ホームページ及び世田谷区介護保険 FAX 情報便により、割合基準を超えた場合の届出義務等の周知徹底。
- (2) 割合基準を超えた事業者を確認することができる一覧表が国民健康保険団体連合会から提供されるため、当該一覧表を毎月確認し、届出のない事業者へ提出及び適正な算出方法の指導を実施。

6. 返還状況

該当事業者に対して返還請求し、2事業者（2事業所）完納、2事業者（4事業所）が分割納付中である。

【参考】

<＊1 特定事業所集中減算>

特定事業所集中減算とは、居宅サービス等が不当に同一の事業者に偏ることがないように設けられた制度で、当該居宅介護支援事業所において判定期間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最も紹介件数の多い法人によって提供されたものの占める割合が「正当な理由」なく 80%を超えている場合に、減算適用期間のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位（世田谷区（1級地）11.4円/単位）を所定単位数から減算するもの。

（割合算出計算式）

当該訪問介護サービス等における 紹介率最高法人の訪問介護サービス等を 位置付けた居宅サービス計画数	÷	当該訪問介護サービス等を 位置付けた居宅サービス計画数
---	---	--------------------------------

<＊2 特定事業所加算>

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するもの。公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であることや、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている事業所であることが必要となる。